慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 民主政治論二種 |
| Sub Title | |
| Author | 田中, 萃一郎 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1918 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.6 (1918. 6) ,p.781(77)- 789(85) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180600-0077 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

（廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む）

慶應塾長鎌田榮吉序　銀行局長森俊六郎序　文學士柴謙太郎跋　池田龍藏著
慶應教授阿部秀助序　控訴院判事尾佐竹猛序

# 社會政策の研究

定價金壹圓七拾錢
送料　内地十二錢　滿鮮參拾錢

我國特有の社會政策こそ閑却すべからざる一大事實の新研究

所有研究の渉細至緻を盡せる現今の學界に於て我國特有の金融機關として七百年來の歴史を有し社會政策上重大なる意義を有する無盡（賴母子）の研究が未だ多くの學者間に於て閑却されあるやの觀あるは學界の爲にも將た國家の爲にも甚だ遺憾たらずんばあらず著者茲に見る所あり多年の苦心研鑽を重ね今回稿成りて之を公にせらる其の研究の緻密正確にして而して其體度の眞贄重厚なる誠に學者たるの面目を辱しめざるものとす去ば一度本書の發表さるゝや東西の諸學者が著者に寄せられたる稱賛の辭實に壹百通に及んとす以て世評の一斑を窺ふに足らん而して發售後未だ旬日ならずして初版を盡し再版亦た漸く盡んとす目下第三版印刷中にあり。

東京市神田區錦町三丁目三休橋南五目詰　大阪市南區高津町三目五番地　大鐙閣　振替東京三一七一六番　大阪二二五一八番



# 民主政治論二種

田中萃一郎

學術雜誌は主として研究報告を發表す可きものなるも新刊評論の收錄亦必要缺く可からず、元來 Review とは新刊評論の義にして、外國雜誌論文の冒頭にあまたの書名の列記しあるは即ち本文に於て之を評論せるを示せるものなり。最近世に公にされたる民主政治論のうちに於ては Mallock 氏の The Limits of Pure Democracy 殊に精讀の價あるか如く天賦人權說絕對平等說を攻擊して完膚なからしめ、マルクス、ショーの勞働萬能論を粉齏して復た立つ能はざらしめたりと云へど、未だ之に接手せざれば遺憾ながら評論を試むる能はず、茲には最近余の寓目せる二種の譯本に就て簡單に一言せんとす。蓋し日本の譯書には時に杜撰極まれるものもなきにあらねど茲に評論せんとする二種の譯本は何れも學界に信用ある大家の手に成りたるものにして、而して原著者は何れも現今第一流の思想家たり。エマスン曾て下の如く曰へり。『Bohn's Library の尊重す可く時に優秀なる譯本の文學に對する功績は鐵道の國內交通に及ぼせる處に異ならず。余は躊躇せずして以上に擧げたるすべての書籍すべての良書を譯本に於て讀まんとするものなり。如何なる書物にても眞に佳なるものは即ち高邁なる識見と雄渾なる人情とは之を飜譯し得可し。否余は聖書その他高尙なる道念の橫溢せる書物に於ては原本の韻律聲調をも能く譯本に移し得可くその却て容易なることを

認むるものなり。伊太利人は飜譯者を罵つて、i traditori traduttori（飜譯するので無くて誤魔化すのである）と云へるが余は飜譯者に感謝す。余は善き譯書だに得可くば拉丁語、希臘語、獨逸語、伊太利語の原本を讀むこと稀にして時には佛語にても之を讀まず。余は好んで大都會的なる英語に依らんとするものにして英語は天下の各地より河流の注ぎ込む大海なり。余はボストンに赴かんとするに方りてチャールズ河を泳ぎ渡らんとせざるが如く母語に飜譯されたるものあるに方りて悉くその原本に就て之を讀むの意なし』。

民主政治と專制政治との爭今回の大戰に於て勝敗を決す可しと云へど民主政治とは果して何を意味するか。ドクトル長瀨氏の譯出されたるフーストン・スチウアルト・チエムバレンの『民主主義と自由』には英米佛三國の民主政治に對して攻擊を加へあり。而して米佛兩國は共和國なれど英國は君主國なり。故にその得失は兎に角として民主政治の君主國體と兩立し得可きものなるとを知る可し。然るに一派の論者殊に米國の一般論者に至ては民主政治は共和國體に於て初めて實現せられ得可しと誤解せるものなきに非らず。否米國に於てのみ然りと云ふにあらず。獨逸に於ける民主政治論者を覺醒してその非を悟らしめんとの目的を抱きて著はされたるW. Hasbach の Die moderne Demokratie の如きは實にその論述を佛米瑞の三共和國にのみ限局したり。之を民主主義と譯するも將た之を民本主義と譯するも Democracy は即ち共和國體に於て初めて行はる可きものとせば、日本の官憲が民主主義を危險思想視するも亦當然のことなりと云ふ可し。元來 Democracy を民主政治若くば民主主義を譯するは單に多年の習慣なりと云ふに止まらず、その譯字のうちに民主主義の主張を最も能く表明せるものあり。近來流行の民本主義の熟字は歷史的に解釋すれば專制政治の籠絡手段に了る可く純理的に解釋すれば君は末なりとの不敬至極の思想に陷る可し。新譯としては民衆政治或は民意政治を以て寧ろ取る可しとなさん。然れども如何なる譯字を用ゐるも之を以て君主國體と相兩立せざるものと爲し、若くば不用意の間に君主國體と兩立し得ざるが如き意義を民主政治に附與するものならば之を排斥せざる可かちず、ドクトル植原氏の譯出されたるヂッキンソン教授の Justice and Liberty（譯本は『現代英國の產業革命』と題す）の如きは私有財產制度を廢止せんとするに於て社會主義者とその主張を等うせり。植原氏は序文のうちに於て『矛盾に滿ちたる我國の現在の社會制度及び政治組織の改善を計るに付き參考資料を得可き最良のものである』とて本書を推稱せり。本書公刊後帝國議會に入りて實際政治に責任を負へる氏が今なほこの主張の下に立法事業に參劃せらるるや否やは之を審にせざれど、若し我國の議會極めて制限されたる選擧權の下に選出さるる議會にしてうちに私有財產制度廢止論者を有するに至りたりとせんか時勢の進轉も亦極めて迅速なりと云はざるを得ず、尤も昨今の日本にはレーニン一派のボルシェーヴィズムに共鳴せる論者さへ乏しからず、『日本に於ける土地平分の政策は遠く大化の昔に天智天皇の大御心によりて行はれたる古事では無いか』とは余かさる雜誌の上に見だる一句なり。皇室の尊嚴の下に匿れて社會主義の理想を實現し得可しとせばヂッキンソン教授の私有財產廢止論も亦毫も君主國體と矛盾なく之を實行し得可しと說くものもあらん。口には稅は掛からず言論は自由なれ

ど、輕卒なる斷定は避けざる可からず、言論の指導云々の言も外相の口より出でたりと思へばこそ物議をも起したれ、實は天の聲なりと思ひて互に愼む可きに非るか。

ヂッキンソン敎授の著書に於ては余輩はその民主政治論の餘りに社會主義に近きを遺憾とす。敎授も『我輩は豫言者でも經濟學者でも又社會主義者でも無いのです、精々社會主義に傾いて居つて途方に暮れた探究者と云ふところです』と親ら告白せるが、畢竟するに社會主義は極端なる個人主義の思想に對する反動として起れるものなり。日本には元來儒敎の敎義上下に浸潤して士人は自ら抑制するの道を解し衆庶も亦自ら抑損して互に公益を思ふの心ありしも、今や上下交も利を征するの勢を呈し聊か收拾す可からざるものあるが如し。試みに全國各府縣多額納稅議員互選資格者の名簿を見よ、日本第一流の富豪にしてその名を之に列せるもの幾何かある。而も是れその多數が逋稅の目的を以て自家の事業經營を株式會社組織を改めたるが爲にあらずや。勿論逋稅の行はるるば官僚政府が陰に社會主義者の主張に動かされて私有財産權の神聖を思はす過重の累進稅を課するが爲なりとは云へ、兎に角逋稅は公共心あるものの敢てす可き行爲にあらす。眞相を云へば金力政治の時代なりとさへ批評さるる今日に於て富豪にこの私利を營みて公益を思はざるが如き唾棄す可き擧動あり、之に對して勞働者か勞働全收權を唱へて反抗を試み上下交も利を征するは勢の然らしむる所なり。この點より觀察すれば社會主義も亦一種の個人主義なりと云ふ可し。茲に於てか協同一致即ちソリダリテーの思想起つて茲に總合を見んとするに至れり。然るにヂッキンソン敎授の民主政治は未だ總合の段階に達せずして依然として富豪の個人主義に對する反斷の段階に彷徨せり是れその私有財産制度廢止を唱ふる所以なり。然れども財産私有者にして能く社會公共に對する義務を自覺しその擧措を過たざるに於ては、私有財産制度を廢止せざるは勿論之に保護を加へざる可からず、且又純然たる個人主義の見地より私有財産制度を是非するはヂッキンソン敎授の如き英人に在ては當然のことならんも余輩は之に與するを能はず、隨て余輩を以て之を見れば相續稅の如きも既に甚しく社會主義的色彩を帶びたり。

チヱムバレンの近著は獨逸に於て昨今民主政治論者漸く勢力を加へ、猶太系富豪の機關紙たる『フランクフルター・ツアイツング』『ベルリナー・ターゲブラット』等獨逸に於て發行部數多き新聞紙殊に之を主張せるより、軍閥官僚貴族の跋扈せる從來の制度を維持せんとして民主政治に向て攻擊を加へたるものなり。而して英國に關しては瑞典人ステッフエンの著書等を米國に關してはハースバハの著書等を佛國に關しては同國人ブールジェ、ドレージー等の著書を取り之より材料を得て論據と爲せり。社會主義者ドレージーの著書 La Democratie et les Financiers には佛國の資本家が政界に潛勢力を有せるの事實を指摘しあり。然れども是れ驚くを要せず。一國の政治にして無意義のものたらしめば何人か之を左右することを思はん。而も政府の一擧一動は直接人民の利害休戚に關するものあるが故に、政治運動を以て祖先傳來の家産を蕩盡するに過ぎざる一種の賭博なりと思ふが如き低能のものを除き苟くも政治を左右し得るの力量あるものは或は陰に或は陽に政治上に活動を試みずんばあらす、政治の腐敗を厭はば之を以て全然無意義のものと爲すの外なし。少くも經濟上の

問題を擧げて全然之を民間の自治に一任せば政界は大に廓清せらる可きなり。かく云へばとて余輩は勿論政界の腐敗を辯護するの意思は毛頭之れ無しと雖も、大革命以來漸次貴族なるもの社會にその跡を絶ち產業革命の結果資本家の地位漸く社會に重きを爲せる今日、佛國の政治社會が之に由て支配さるるは當然のことなり。抑も議會政治の長處は國家の形式と社會の實際とをして革命の激變を見ずして相調和せしむるに在て存せり。獨逸に初めて議會制度の採用さるるや中產階級は之に由て以て議會政治の實現を見る可しと期待せしに、事實は之に反して社會に勢力あるユンカー一輩は能く議會を左右して多年民主政治の實現を困難ならしめたり、而も今や薔薇戰爭が英倫の舊貴族を一掃したりしが如く今回の大戰は日毎にユンカーの精鋭を塹濠のうちに葬れり、帝國議會の廢止を斷行せざる限り戰後獨逸に於て民主政治の確立さる可きことは疑を容れず、チヱムバレン如何に論陣を張るも亦この大勢を如何ともするの力無きなり。

自由に關するチヱムバレンの評論には傾聽す可きものあり、自然に自由無く精神に必然無し、換言すれば自然は天則の支配を受くれど個人の精神はすべて自由なり、自由なればこそ進退の取捨を爲し得可く、親ら進退の取捨を爲せばこそ倫理上の責任茲に初めて生ず。この主張に對しては余輩は何等の異議無し然れどもその細目に至ては同意し難きものなしとせず、チヱムバレンは詩人ミルトンが伊西佛人と對比して獨逸人を以て壓制を嫌ひ堅實なる男子的勇氣を備ふることを認むと云へるを援き、是れ『疑も無く內部的自由即ち人格の自由なり、而も當時に於て斯る自由の發達は獨逸を措いて他に之を求むること能はざりしなりと說けり。余輩は敢て之に反對するの意無し、然れどもその之に接して『否な唯り當時に於てのみならず今日に於ても亦その然るを見る』と斷定せるは果して如何ある可き。次でチヱムバレンは哲學者たる少ミルが『精神の自由を解するものは唯り獨逸人のみ』と評せるを援きて獨逸は眞の自由の故國なり、否な眞の自由の雛一の故國なりと云へり。三十年戰爭の當時に於て獨逸聯邦割據の當代に於て獨逸は確に自由の祖國なりき、而も新聞雜誌の外交記事迄一にウイルヘルム・シユトラーセの指導を受くる帝國樹立後の獨逸に於て果して精神の自由ありや。ハインツヱ法の爭は獨逸のなほ精神の自由の旺盛なることを示し得て餘りありと雖も、これ畢竟するに前世代の惰勢を示せるのみ。さり乍ら獨逸に就ては余輩は強てチヱムバレンの主張を否認するの意なし、唯に輕卒なる論者ありてチヱムバレンの議論を前提とし



て日本に於て民主政治を促進するに反對するに至らんことを憂ふるのみ。蓋し獨逸に於ては自由の根柢たる精神の自由の存する在つて社會國家の健全を保持し得可きに反して、日本に於ては精神の自由寔に乏し。文藝に對する取締、社會主義に對する禁令、社會てふ熟字に對する壓抑等觀し來れば精神の自由の缺乏を示し得可きもの多きに苦む程度なるに、而も他方に於ては思想の統一を要求するの聲高し。蓋し日本にはエゴイズムは之を見受れど眞の個人主義は頗る乏し。是れ學者官僚等の間に隱然社會主義の思想の勢力ある所以なり。

譯書としては兩書共に成功せるものなり。但し『民主主義と自由』一〇三頁乃至四頁を讀みて下の一節に至りたる時は余輩は思はず不審の思を爲せり。

『投票は殆んど悉く賣買せらるる所にして大統領選擧の爲

に米人の費消する經費は――選擧に關する費用のみにして俸給は之を加算せず――獨逸に於ける聯邦各國君主王室費の總計を凌駕するの有樣なり。事情既に斯の如し。隨て知名の政治家なりと推稱せられ或は獨逸に於て盛に祝福せられつゝあるが如き人々の人物價値如何は大凡推して知る可きのみ。彼等は決して國民の選擧には非るなり。Hasbach氏の掲げたる極めて興味ある表に就て見るに一八九六年以後の選擧に係る市俄古縣會議員七百二十三人中殺人罪の判決を受けたる者七人、殺人の嫌疑を受けて法廷に立ちたる者十人家宅侵入罪の爲に嘗て處刑せられたることある者三十六人掏摸三人賭博場所有者七人妓樓主人二人居酒屋主人二百六十五を算せり。」

殊に『一八九六年以後の選擧に係る市俄古縣會議員七百二十三人』の一句に就ては不審に堪えざりしよりハースバハを參照せしに被選公職候補者豫選會 convention の記事のうちに左の如く見えて茲に縣會議員とあるは豫選會代議員のことたることを明にせり。さればチヱムバレンの原文は大體に於て引例を誤り叙事跨張に過ぎたりと謂ふ可きなり。

Die Macht der Berufspolitiker steigt natürlich mit dem Sinken des Wertes der Konvente, und die Zusammensetzung der Konvente ist abhängig von der Qualität ihrer Wähler. Die Stadtkonvente und die Konvente der Grafschaften, in denen eine Grosse Stadt liegt, enthalten die am wenigsten achtungswerten Mitglieder Unter den 723 Delegierten der Grafschaftskonventes, dem Chicago angehört, befanden sich 1896 17 Personen, die wegen Totschlages vor einem Gerichtshof gestanden hatten und von denen sieben verurteilt worden waren, 36 waren wegen Einbruchs bestraft, 2 wegen Taschendiebstahles, 7 besassen Spielhöllen, 2 waren Bordellwirte; am stärksten waren die Schankwirte vertreten, sie hatten es auf die stattliche Zahl von 265 gebracht.

元來この一八九六年にシカゴ市に開會せるクック縣（同市を含む）の豫選會代議員の記事は翌年九月發行 American Review of Reviews 登載の R. M. Easley の論文 The *sine qua non* of Caucus Reform を以て公にされ米國の政黨を論ずる著書に於て數ば引用せられたるなり。故に何人もチヱムバレンの曲筆に欺かるるものなからん。植原氏の譯本には左に示すか如く譯字の妥當ならざるもの一、二を見受けたり。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 世代 | Dynasty | 王朝 | 二四頁 |
| 家柄 | caste | 種姓 | 二六頁 |
| 運命 | lot | 籤 | 二八頁 |
| 滿員 | full | 一杯 | 一八八頁 |
| 民政 | civil service | 文官 | 二二一頁 |
| 投票紙 | ballot | 無記名投票 | 三二七頁 |

# 英國の選擧法改正（下）

占部百太郎

## 五

英國の新選擧法は昨年五月庶民院に提出せられ同十二月同院を通過して直ちに貴族院に回送せられた。貴族院では昨年十二月中旬頃から同案の討議を始め、婦人に選擧權を與る條項をレフェレンダムに問ふ可しとの動議其他の修正説が出たけれど、何れも否決せられたが、或る選擧區に比例代表制を行ふ可しとの修正説は遂に同院多數の贊成する所となり、これが爲一時庶民院との間に確執を生じて同案は不成立に畢らむかの形勢を呈せしが、幸に兩院の交讓に依りて二月六日無事通過を見直ちに國王の裁可を經て法律となつた。此の如くしてグレート・レフォル